

# 委託契約書案

令和6年12月

岩手県

# 目 次

業務委託契約書	1
第1章 総 則	3
第1条 総則	3
第1条の2 個人情報の保護	3
第2条 指示等及び協議の書面主義	3
第3条 監督職員及び業務監理員	4
第4条 総括責任者	4
第5条 業務期間及び業務準備期間	4
第6条 契約の保証	4
第7条 優先関係	5
第2章 業務準備等	5
第8条 施設機能の確認	5
第9条 事業実施計画	6
第10条 許認可の取得等	6
第3章 運転業務	6
第11条 流入基準	7
第12条 流入水の処理	7
第13条 流入水質が流入基準を満たさない場合	7
第14条 流入水量が流入基準を上回った場合	8
第15条 流入水の水量、水質の変化の把握	8
第16条 その他の管理に関する条件	8
第17条 引継事項	8
第18条 施設機能確認報告書の作成	9
第4章 施設の維持管理	9
第19条 本件施設の維持管理	9
第20条 更新等の必要性に関する報告	9
第21条 業務期間中の機能確認	9
第22条 回復措置請求	10
第5章 環境計測、業務報告書等	10
第23条 本件施設の環境計測	10
第24条 発注者による放流水等の監視、立入検査	10
第25条 業務の報告	11
第6章 委託料の支払い等	11
第26条 委託料の支払等	11

第 26 条の 2 電気料金等の支払等	11
第 26 条の 3 債務の相殺	12
第 26 条の 4 契約不適合責任	12
第 7 章 契約終了	13
第 27 条 期間満了による終了	13
第 28 条 発注者による契約解除	13
第 28 条の 2	15
第 28 条の 3	15
第 29 条 受注者による契約解除	16
第 30 条 解除に伴う措置	16
第 8 章 損害賠償	17
第 31 条 一般的な損害	17
第 32 条 契約解除による損害	18
第 33 条 賠償の予約	18
第 9 章 その他	18
第 34 条 表明及び保証	18
第 35 条 施設の更新及び補修	19
第 36 条 発注者による委託内容の変更	19
第 36 条の 2 発注者及び受注者による委託料の変更	19
第 37 条 受注者による委託内容の変更	20
第 38 条 不可抗力	20
第 39 条 契約の変更	21
第 40 条 権利義務の譲渡等の禁止	21
第 41 条 一括再委託等の禁止	21
第 42 条 秘密保持	22
第 43 条 準拠法及び管轄裁判所	22
第 43 条の 2 紛争の解決	22
第 44 条 技術、知的財産の所在	23
第 45 条 不当介入に対する措置	23
第 46 条 雑則	23
別表	24
別紙 1 業務監理員の業務範囲	25
様式第 1 号 総括責任者（変更）承認申請書	26
様式第 2 号 事業実施（基本）計画書	27
様式第 3 号 業務完了報告書	28
様式第 4 号 請求書	29
別記 個人情報取扱特記事項	31

# 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称  
一 関浄化センター維持管理業務委託
- 2 業務場所  
一 関市中里字南谷起地内ほか
- 3 業務期間  
令和 7年 4月 1日から  
令和 10年 3月 31日まで
- 4 業務委託料  
(1) 固定費に係る委託料：金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
(2) 変動費に係る委託料：  
流入水量 1 m<sup>3</sup>当たりの単価 金 . 円/m<sup>3</sup>  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 . 円/m<sup>3</sup>)
- 5 契約保証金 金 円

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 岩 手 県  
契約担当者  
北上川上流流域下水道事務所長 田川 啓司

受注者

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、一関浄化センター維持管理業務委託について、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、業務委託設計書、令和6年〇月〇日付け入札説明書（以下「入札説明書」という。））及び受注者が応募の際に提出した令和△年△月△日付け技術提案書（以下「提案書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約書、設計図書及び提案書に基づき、仕様書別紙1に記載の施設（以下「本件施設」という。）について、仕様書別紙2に記載の業務（以下「業務」という（第3条第5項を除く。）。）を、この契約書記載の業務期間（以下「業務期間」という。）において行い、発注者は、その成果に応じて業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、その指示に従い業務を行うものとする。

4 受注者は、この契約書、設計図書並びに提案書及び前項の指示（以下、これらを総称して「本契約書等」という。）で定める範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し業務を行うことができる。

5 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者がこの代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、この共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について、この代表者を通じて行わなければならない。

### (個人情報保護)

第1条の2 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、解除、質問及び回答（以下「指示等」という。）は書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があるときは、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項に基づき協議を行うときは、この協議の内容を書面に記録するものとする。

(監督職員及び業務監理員)

第3条 発注者は、監督職員を置いたときは、氏名その他必要な事項を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされている事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次の権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の総括責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 受注者が作成した書類等の承諾

(3) 業務工程の管理、立会い、運営状況の検査又は資材の検査

3 第1項の規定により、発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

4 発注者は、業務の適正な履行を確保するため、受注者への技術的な指導、発注者への技術的な提案等を行う業務監理員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。業務監理員を変更したときも同様とする。

5 この契約に係る業務監理員の業務の範囲は、別紙1のとおりとする。

(総括責任者)

第4条 受注者は、業務の総括責任者を選任し、総括責任者承認申請書(様式第1号)により発注者の承認を得なければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。

(2) この契約に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務にあたること。

(業務期間及び業務準備期間)

第5条 業務期間は、令和7年4月1日(以下「業務開始日」という。)0時00分より令和10年3月31日(以下「業務期間満了日」という。)24時00分までとする。また、この契約締結の日から業務開始日の前日までを業務準備のための期間(以下「業務準備期間」という。)とし、受注者の費用により、第2章に規定する業務準備等を行うものとする。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確  
実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和 27  
年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」  
という。）は、業務委託料（固定費に係る委託料と、変動費に係る委託料に仕様書別紙 12\_2  
の流入予測水量を乗じた額との合計額をいう。以下、この条、第 28 条第 2 項及び第 33 条第  
1 項において同じ。）の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかの保証を付すときは、この保証は第 28 条  
第 3 項各号に規定する者による解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 業務委託料の変更があったときは、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達する  
までは、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請  
求することができる。
- 5 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、この  
保証は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる  
保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 発注者は、受注者から契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき  
は、受注者がこの契約を履行したとき又は第 28 条の 3 若しくは第 29 条第 1 項の規定により  
この契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

（優先関係）

第 7 条 この契約書（仕様書を含む。この条において同じ。）と入札説明書との間又はこの契  
約書と提案書との間で齟齬が生じたときは、この契約書を優先する。入札説明書と提案書と  
の間で齟齬が生じたときは、入札説明書を優先する。

## 第 2 章 業務準備等

（施設機能の確認）

第 8 条 受注者は、この契約の締結に先立ち、受注者選定の際に発注者が提示した施設機能確  
認報告書（様式第 5 号、以下「機能確認報告書」という。）の内容が、仕様書別紙 13\_3 に  
定める施設設備管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が機能確認報告書と一  
致していることを確認することとする。

2 受注者は、発注者に対して、機能確認報告書の内容が仕様書別紙 13\_3 に定める施設設備  
管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が機能確認報告書に一致してい  
ないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と機能確認報告書  
に不一致が存在すること及びその不一致をこの契約締結前に発見することが著しく困難であ



ったことを、受注者が証明したときはこの限りでない。

- 3 前項ただし書きに該当するときは、発注者は、受注者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

#### (事業実施計画)

第9条 受注者は、次の各号の事業実施計画（以下総称して「事業実施計画」という。）を、次の各号の期限までに、受注者の費用により、本契約書等に記載された条件に従って作成し、書面（様式第2号）により発注者に提出するものとする。なお、事業実施計画には、仕様書別紙10に定める事項を記載しなければならない。

(1) 事業実施基本計画（業務期間における基本となる計画）：この契約締結後速やかに

(2) 年間事業実施計画（基本計画に基づく各年度の実施計画）：各年度の業務開始日の14日前

- 2 受注者は、事業実施計画に基づき業務を実施するものとする。発注者は、事業実施計画に基づき業務が行われていないおそれがあると判断したときは、受注者に説明を求めることができる。この場合において、発注者は、受注者の説明を受けたうえで、なお事業実施計画に基づき業務が行われていないと認めたときは、受注者に対し是正（事業実施計画の変更を含む。）を指示することができる。
- 3 受注者は、事業実施基本計画又は年間事業実施計画の変更を希望するときは、変更を希望する日の14日前までに、希望する変更の内容及びその変更理由を添えて、発注者に協議するものとする。
- 4 発注者は、前項の協議において、業務の実施に支障があると認められるときは、受注者に対し意見を述べ、是正を指示することができる。
- 5 発注者は、事業実施計画に記載された提案書記載内容について、受注者が実施又は達成していないと認めたときは、仕様書別紙20に定めるところにより、業務委託料を減額することができる。

#### (許認可の取得等)

第10条 受注者は、仕様書別紙11に定める資格を有する者が行うべき業務を実施するときは、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受注者は、仕様書第9条に定めるところにより、発注者から、業務を実施するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
- 3 前項のほか、受注者は、業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して業務を実施するものとする。

### 第3章 運転業務

#### (流入基準)

第11条 発注者は、流入水の水量及び水質が、仕様書別紙 12\_1 の流入基準を満たすよう、流域下水道管理者として可能な限り努力を行うものとする。

- 2 発注者は、その故意又は重大な過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対しその損害（この契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。）を賠償する責任を負うものとする。

#### (流入水の処理)

第12条 受注者は、流入水を仕様書別紙 13\_1 に定める放流水質要求基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第13条第2項又は第14条第2項において、受注者が責任を負わない旨の規定に該当するときは、この限りでない。

- 2 前条の流入基準を満たしている場合であって、受注者が、仕様書別紙 13\_1 に定める放流水質要求基準を満たさなかったときは、仕様書別紙 14 に基づき、発注者は、要求水準を満たさなかった内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。この場合において、受注者は、速やかに改善計画書を発注者に提出してその確認を受けるとともに、確認を受けた改善計画書に従い業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準を満たしている場合であって、受注者が、仕様書別紙 13\_1 に定める放流水質要求基準を満たさなかったときは、発注者は、仕様書別紙 14 及び仕様書別紙 20 に定める基準により業務委託料の減額、この契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、仕様書別紙 14 に定める「やむを得ない事態」によるときは、この限りでない。

#### (流入水質が流入基準を満たさない場合)

第13条 流入水質が、仕様書別紙 12\_1 に定める流入水質の基準を満たさなかった場合であって、かつ、その理由が仕様書別紙 15\_1 に定める対応可能な悪質流入水のいずれかに該当するものであるときは、第12条の規定を準用する。

- 2 流入水質が、仕様書別紙 12\_1 に定める流入水質の基準を満たさなかった場合であって、かつ、その理由が仕様書別紙 15\_1 に定める対応可能な悪質流入水のいずれかに該当するものの以外のものであるときは、放流水が仕様書別紙 13\_1 に定める放流水質要求基準を満たさない場合においても、受注者は責任を負わず、これを理由に業務委託料は減額されないものとする。ただし、受注者が第3項に違反した場合又は受注者に故意若しくは過失がある場合はこの限りでない。
- 3 前項の場合においては、受注者は、仕様書別紙 13\_1 に定める放流水質要求基準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。

(流入水量が流入基準を上回った場合)

第14条 流入水量が、仕様書別紙12\_1に定める流入水の水量の基準を上回ったとき(併せて流入水質が仕様書別紙12\_1に定める流入水質の基準を満たさないときを含む。)は、受注者は、仕様書別紙15に従い対応するものとする。

2 前項の場合においては、放流水が仕様書別紙13\_1に定める放流水質要求基準を満たさない場合であっても、受注者は責任を負わず、これを理由に業務委託料は減額されないものとする。ただし、受注者が前項の対応方法に従わなかったとき又は受注者に故意若しくは過失があるときはこの限りでない。

(流入水の水量、水質の変化の把握)

第15条 受注者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が仕様書別紙12\_1の範囲を逸脱しているときは、速やかに発注者に報告するものとする。

2 発注者は、流入水量及び水質について、仕様書別紙12\_1に定める流入基準を満たさない可能性が高い事実の発生を知ったときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(その他の管理に関する条件)

第16条 流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理に関する基準は、仕様書別紙13\_2の汚泥処理要求基準に定めるところによる。

2 業務の運営管理に関する基準は、仕様書別紙13\_4に定めるところによる。

3 第1項の汚泥処理要求基準を満たしていないときは、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「仕様書別紙13\_1に定める放流水質要求基準」とあるのは、「仕様書別紙13\_2に定める汚泥処理要求基準」と読み替えるものとする。

4 第2項の条件を満たしていないときは、発注者はその状況について、受注者に対し報告を求めることができる。また、必要に応じて受注者に対し改善計画書の提出を命じることができる。この場合において、受注者は、速やかに改善計画書を発注者に提出してその確認を受けるとともに、確認を受けた改善計画書に従い業務を行うものとする。

(引継事項)

第17条 受注者は、業務開始後6月以内に、本件施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項(この契約の終了又は解除後に本件施設の業務を受注する者(以下「次受注者」という。)に必要な事項として、仕様書別紙16に定める内容を含むものとする。(以下「引継事項」という。))を作成し、この契約が終了するまで、本件施設に備えおくとともに、作成後速やかに発注者に通知するものとする。

2 発注者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

3 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとし、引継事項の内容を変更し

たときは、発注者に対し、速やかに通知するものとする。

(機能確認報告書の作成)

第18条 受注者は、発注者が次受注者に提示するため、契約最終年度の発注者が指定する時期に、最新の保守点検結果を基に施設の機能確認を行い、確認結果を記載した機能確認報告書を作成するものとする。

2 前項の機能確認報告書は、発注者が指定する日までに発注者に提出するものとする。

## 第4章 施設の維持管理

(本件施設の維持管理)

第19条 受注者は、次の各号の本件施設の維持管理業務を行うものとする。

(1) 仕様書別紙2に定める範囲内における点検、調整及び消耗品の交換

(2) その他の本件施設の維持管理

2 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず仕様書別紙7（以下「工事計画」という。）に規定する施設の更新及び補修工事を発注者が行っていないことにより、前項の義務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される設備については、受注者は、前項の義務を負わないものとする。

3 発注者が行う修繕、改築及び増設工事により、既存の本件施設の使用が制限された場合において、その期間中、受注者は、仕様書別紙13\_1に定める放流水質要求基準を遵守するため、最良の方法を選択し発注者に協力するものとする。

(更新等の必要性に関する報告)

第20条 本件施設において、設備の更新又は補修の必要が生じた場合、受注者は、発注者に対し、補修又は更新が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

(業務期間中の機能確認)

第21条 発注者は、必要があると認める場合は、業務期間中のいつでも受注者に対し、本件施設の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。

2 発注者が前項の機能確認を求めた場合、受注者は機能確認報告書により施設の機能確認を行う。

3 受注者は、前項の機能確認結果を機能確認報告書に記載し、発注者の指定する日までに発注者に提出しなければならない。

4 第2項の機能確認の結果、本件施設が仕様書別紙13に定める施設設備管理要求水準を満たしていないと発注者が判断したときは、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。この場合におい

て、発注者は、機能確認報告書の提出があった日から30日以内に請求するものとする。

5 前項による請求がなされたときは、第22条第3項から第5項の規定を準用する。

(回復措置請求)

第22条 発注者は、第24条第2項及び第3項の施設機能の検査又は監視の結果、第19条に規定する維持管理が行われていないと判断したときは、この違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。この場合において、受注者は、改善計画書の提出を命じられてから発注者が定める期限内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるとともに、その確認を受けた改善計画書に従い業務を行うものとする。

2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しないとき（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書どおりに業務が行われていないときは、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。

3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服があるときは、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後7日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。

4 発注者は、前項の書面を受領した後7日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。

5 前項により撤回をしない旨の通知がなされたときは、受注者及び発注者は、それぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。

## 第5章 水質試験、業務報告書等

(本件施設の水質試験)

第23条 受注者は、日常的な運転管理のため及び放流水が仕様書別紙13\_1に定める放流水質要求基準又は仕様書別紙13\_2に定める汚泥処理要求水準を満たしているかを確認するため、仕様書別紙17に定める水質試験を行うものとし、この試験の結果、仕様書別紙13\_1に定める放流水質要求基準及び仕様書別紙13\_2に定める汚泥処理要求基準のいずれかを満たしていないときは、受注者は、第12条から第16条まで及び仕様書別紙14に定める措置を行うものとする。

(発注者による放流水等の監視、立入検査)

第24条 発注者は、随時、発注者の費用で、発注者又は発注者が選任した機関（この項の検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をいう。以下この条において同じ。）に委託することにより、水質検査その他測定を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は、受注者の業務に支障が生じないように努めな

ければならない。

- 2 発注者は、随時、発注者の費用で、発注者又は発注者が選任した機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は、受注者の業務に支障が生じないように努めなければならない。
- 3 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の施設機能の検査又は受注者の業務実施状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受注者に通知をした上で本件施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

（業務の報告）

- 第 25 条 受注者は、本件施設の点検及び第 23 条に規定する水質試験の結果について、仕様書別紙 18 に従い管理日誌を作成し、発注者から請求があったときは、速やかに提出するものとする。
- 2 受注者は、管理月報、管理年報及び通日試験報告書を仕様書別紙 18 に従い作成し、同別紙で定める期限までに発注者に提出しなければならない。なお、定めのない様式については、受注者の提案に基づき、発注者が承認するところによる。
  - 3 受注者は、日報・月報システム及び設備管理システムへのデータ入力をするものとする。なお、このデータの入力時期及び内容は仕様書別紙 18 によるものとする。
  - 4 発注者は、前 3 項の報告書の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
  - 5 受注者は、作成した報告書について整理保管し、発注者から提示を求められた場合には、速やかに提示しなければならない。

## 第 6 章 委託料の支払い等

（委託料の支払等）

- 第 26 条 発注者は、前条第 2 項の管理月報を添付した業務完了報告書（様式第 3 号）の提出があったときは、提出を受けた日から 10 日以内に月報の内容を検査し、受注者にその結果を通知するものとする。
- 2 業務委託料は、固定費に係る委託料（別表左欄に該当する月の業務について同表右欄に定める業務委託料をいう。以下同じ。）及び変動費に係る委託料から構成されるものとする。なお、発注者は、前項の報告内容に応じて仕様書別紙 20 に従い固定費に係る委託料を減額することができるものとし、発注者は、その減額の内容を前項の結果とあわせて、受注者に通知するものとする。
  - 3 受注者は、前 2 項の通知を受けた後に、業務委託料の支払いを書面（様式第 4 号）により、発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。
- 5 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができるものとする。
- 6 発注者は、第1項の検査によってその月の業務の完了を確認した場合であって、その業務に修繕部分があるときは、直ちに引渡しを受けなければならない。

(電気料金等の支払等)

- 第26条の2 受注者は、供給事業者から請求があった電気料金、水道料金、電話回線使用料等の通信料金（以下「電気料金等」という）の全額を直接供給事業者を支払うものとする。
- 2 前項の電気料金等に、発注者が受注者以外の第三者に対して行政財産使用許可等を行い、当該使用許可に基づく電気料金等（以下「諸経費等」という。）が含まれる場合は、当該諸経費等相当額は発注者が負担するものとし、発注者は、当該諸経費等相当額及びその負担方法を別途受注者に通知するものとする。

(債務の相殺)

- 第26条の3 発注者及び受注者は、第26条に規定する業務委託料（遅延利息がある場合はその額を含む。）と前条に規定する電気料金等（遅延利息がある場合はその額を含む。）を相殺することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による相殺をしようとするときは、それぞれ相手方にその旨を通知しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第26条の4 発注者は、第26条第1項の規定による検査に合格した後、履行した業務に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があると認められた場合は、この契約書の他の条項で規定されているものを除き、受注者に対し、期限を指定して履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
  - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料を減額することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに業務委託料を減額することができる。
    - (1) 履行の追完が不能であるとき。
    - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
    - (3) 履行した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履

行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## 第7章 契約終了

(期間満了による終了)

第27条 受注者は、契約終了の概ね1月前から終了時まで、第17条に定める引継事項の内容について、次受注者に引継ぎを行うものとする。

2 期間満了により終了したときは、受注者は、次各号の義務を負うものとする。

(1) 次受注者に対し、本件施設が仕様書別紙 13\_3 に定める施設設備管理要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、また、引継事項を交付するものとする。

(2) 業務開始時に発注者から貸与された備品・材料品・消耗品類（分析用試薬類を除く）について、業務期間終了時において、同等かつ同数量以上のものを次受注者に引き渡すものとする。

(3) 備品について、業務開始時に引き渡された量と同等数以上の数量を補充し次受注者に引き渡すものとする。

3 受注者は、期間満了によりこの契約が終了する場合は、この契約終了の90日前から30日前までの期間内において、施設機能の確認を行うものとする。

4 受注者は、前項の機能確認後、その確認結果を機能確認報告書に記載し、発注者の指定する日までに発注者に提出しなければならない。

5 第3項の機能確認の結果、本件施設が仕様書別紙 13\_3 に定める施設設備管理要求水準を満たしていないと発注者が判断したときは、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。この場合において、発注者は、機能確認報告書の提出があった日から30日以内に請求するものとする。

6 第3項の確認後契約終了時まで、本件施設について仕様書別紙 13\_3 に定める施設設備管理要求水準違反が生じたときは、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。この場合において、発注者は、契約終了後30日以内に、その違反の内容を受注者に対して通知するものとする。

7 第5項による請求がなされたときは、第22条第3項から第5項の規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。



- (2) 第4条第1項の総括責任者を設置しなかったとき。
- (3) 第12条第3項に該当するとき(ただし、仕様書別紙14で定められた契約解除の条件を満たす場合に限る。また、同項の規定が準用される場合を含む。)
- (4) 第22条に基づく回復措置請求に正当な理由がなく従わないとき。ただし、受注者による不服の申立てにより同条第3項から第5項までに規定する手続きがなされている期間においては、これを理由に解除することはできない。
- (5) 正当な理由なく、第26条の4第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 第34条第1項に違反したとき。
- (7) 第40条第1項に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の目的を達成させることができないことが明らかなきとき。
- (9) 受注者がこの契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (10) 受注者の債務の一部の履行が不能であるとき又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (11) この契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成させることができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (12) 前11号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者がこの契約書の規定による催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (13) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (14) 第29条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (15) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は業務委託を実施するため必要な物品の購入契約（「物品購入契約」という。以下同じ。）その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は物品購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項各号の事由が生じたことにより、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者がこの契約を解除したときは、第 1 項第 9 号又は第 10 号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産開始手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、第 6 条の規定により契約保証金の納付、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、この契約保証金又は担保をもって第 2 項の違約金の全部又は一部に充当することができる。

第 28 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

第 28 条の 3 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 28 条第 1 項及び前条によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受注者による契約解除)

第 29 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者の責めに帰すことができない事由により、業務の履行が不可能となったとき。
- (2) 第 34 条第 2 項に違反したとき。
- (3) 前 2 号のほか、発注者がこの契約に違反し、正当な理由なく違反が是正されなかったとき。

2 前項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 30 条 受注者は、第 28 条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合において、第 17 条に定める引継事項の内容について、相当の期間内に発注者（次受注者が決定している場合は次受注者。以下第 2 項において同じ。）へ引継ぎを行うものとする。

2 受注者は、第 28 条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合において、次の各号の義務を負うものとする。

- (1) 発注者に対し、本件施設が仕様書別紙 13\_3 に定める施設設備管理要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、また、引継事項を交付するものとする。
- (2) 受注者は、業務開始時に発注者から貸与された備品、材料品及び分析用試薬類を除く消耗品類（以下この号において「貸与品等」という。）について、同等かつ同数量以上のものを発注者に引き渡すものとする。この場合において、その貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して引き渡し、又は引き渡しに代えてその損害を賠償するものとする。
- (3) 受注者は、燃料及び薬品について、業務開始時に引き渡された量と同等数以上の数量を補充するものとする。
- (4) 受注者は、本件施設内に受注者が所有又は管理する機械器具、仮設物その他の物件（第 41 条第 3 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下この項において「物件」という。）があるときは、受注者の負担において、この物件を撤去し、又は原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- (5) 前号の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内にその物件の撤去又は原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わってその物件の処分又は原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者が要した撤去費用等を負担しなければならない。

- 3 受注者は、第 28 条から第 29 条までの規定によりこの契約が解除された場合において、発注者の指示により施設等の機能確認を行うものとする。
- 4 受注者は、前項の機能確認後、その確認結果を機能確認報告書に記載し、発注者の指示する日までに発注者に提出しなければならない。
- 5 第 3 項の機能確認の結果、本件施設が仕様書別紙 13\_3 に定める施設設備管理要求水準を満たしていないと発注者が判断したときは、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。この場合において、発注者は、機能確認報告書の提出があった日から 30 日以内に請求するものとする。
- 6 前項による請求がなされた場合、第 22 条第 3 項から第 5 項の規定を準用するものとする。
- 7 第 1 項、第 2 項第 1 号、同項第 2 号前段、同第 3 号及び同第 4 号に規定する発注者及び受注者のとるべき措置の期間、期限、方法等については、この契約の解除が第 28 条又は第 28 条の 2 によるときは発注者が定め、第 28 条の 3 又は第 29 条によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項第 2 号後段の受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

## 第 8 章 損害賠償

(一般的な損害)

- 第 31 条 受注者の責めに帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由により発注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- (1) 第 12 条第 3 項に定めるとき（準用される場合も含む。）。
  - (2) 第 19 条に違反したことにより発注者に損害が生じたとき。
  - (3) 前 2 号の他、受注者によるこの契約の違反その他受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じたとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由により発注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- (1) 第 11 条第 2 項に定めるとき。
  - (2) 前号のほか、発注者によるこの契約の違反その他発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じたとき。
- 3 受注者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じたときは、受注者は、その第三者に対して損害を賠償する義務を負う。また、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者が第三者に対して損害賠償義務を負うときは、発注者は、受注者に対して求償権を行使することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じたときは、発注者は、その第三者に対して損害を賠償する義務を負う。また、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者

が第三者に対して損害賠償義務を負うときは、受注者は、発注者に対して求償権を行使することができる。

5 受注者は、仕様書別紙 22 に示す保険に加入するものとする。

6 この契約は、第三者に対して仕様書別紙 13\_1 に示す放流水質要求基準による放流を保証するものではない。

(契約解除による損害)

第 32 条 発注者は、第 28 条第 1 項によりこの契約を解除した場合において、同条第 2 項の違約金又は同条第 4 項の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、その担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を賠償金として受注者に請求することができる。

2 発注者は、第 28 条の 3 又は第 29 条の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賠償の予約)

第 33 条 受注者は、第 28 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約に係る業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。業務を完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

## 第 9 章 その他

(表明及び保証)

第 34 条 受注者は、発注者に対し、この契約締結の日現在において、次の各号の事実を表明し保証するものとする。

(1) 受注者による業務の実施が、受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。

(2) 第 28 条第 1 項第 8 号、第 13 号並びに第 15 号及び第 28 条の 2 第 1 号並びに第 2 号に定める事由が生じていないこと。

(3) 公租公課を滞納していないこと。

(4) 業務の実施に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続き又は行政手続きが、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。

(5) この契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点において全て正確であること。

2 発注者は、受注者に対し、この契約締結の日現在において、次の各号の事実を表明し、保証するものとする。

- (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点において全て正確であること。
  - (2) この契約の締結に必要な手続きを全て完了していること。
- 3 前2項に規定する事項に変更が生じたときは、相手方に対して直ちに通知するものとする。

(施設の更新及び補修)

第35条 発注者は、第19条第2項に定める工事計画に従い、本件施設の更新及び補修を行うよう努めるものとする。

(発注者による委託内容の変更)

第36条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容の変更を希望するときは、受注者に対して、変更を希望する日（以下この条において「変更日」という。）の3月前までに変更案（業務委託料部分を含まない。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受注者は、前項の変更案を受領したときは、変更案を受領してから1月以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容及び仕様書別紙19と同様の内容を含むものとする。）を提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1月以内に前項の見積り（この見積りを踏まえ、この見積りの額に落札率を乗じた額等、発注者が適正と認める額を反映した後の額であるものを含む。以下この条において同じ。）を承諾するか否かを通知しなければならない。この場合において、承諾する旨の通知がなされたときは、変更日をもってこの契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 発注者は、受注者に対し、見積りを承諾しない旨を通知したときは、発注者と受注者との協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。ただし、その協議が前項の通知を受注者が受領した後1月以内に成立しないとき（なお、この期間については発注者と受注者とが合意の上で変更することができる。）は、発注者は、受注者に対し、変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを通知するものとし、発注者が契約の終了を通知したときは、この契約は変更日の前日に終了するものとする。この場合において、この契約が終了したときは、第27条の規定を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむを得ない事由があるときは、短縮することができる。この場合において、受注者は、変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

(発注者及び受注者による委託料の変更)

第36条の2 発注者又は受注者は、業務期間内で業務開始日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から前項の請求時の既履行部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、第1項の規定による請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「業務開始日」とあるのは「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することのできない特別な事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前4項にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （受注者による委託内容の変更）

第37条 受注者は、委託の内容の変更を希望するときは、発注者に対して、変更を希望する日（以下この条において「変更日」という。）の3月前までに変更案（業務委託料部分を含む。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。この場合において、承諾する旨の通知がなされたときは、変更日をもってこの契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、発注者と受注者とが協議の上変更できるものとする。

#### （不可抗力）

第38条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の子想を超えた自然的又は人為的な事象であつて、発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、仕様書別紙12\_1で定める流入水の水量の基準及び流入水質の基準から著しく逸脱している場合を含む。以下「不可抗力」という。）により、本件施設の

運営が著しく困難となったとき又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じたときは、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失によって費用が増加したときは、その要した費用は、受注者の負担とする。

- 2 不可抗力により、本件施設が損傷したときは、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は過失によって、本件施設の損傷が拡大したとき又は防止することが可能であった損傷が生じたときは、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、受注者が業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、その日数を除いた固定費に係る委託料に相当する額を支払うものとする。ただし、受注者において明らかに費用の負担が生じない部分については、発注者と受注者とが協議の上減額するものとする。
- 4 第2項に規定する本件施設の損傷により委託内容を変更する必要があるときは、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、この契約の継続が著しく困難であるときは、発注者は、直ちにこの契約を解除することができる。
- 5 前項の委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

#### (契約の変更)

第39条 第36条から第37条に定めるほか、この契約は発注者と受注者との書面による合意によらなければ変更することができない。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

第40条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、業務の目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (一括再委託等の禁止)

第41条 受注者は、業務の全部、又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。



(秘密保持)

第 42 条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当するとき及びこの契約において別段の定めがある場合を除き、この契約の内容及びこの契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) この契約締結時に公知である情報又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずにこの契約締結後に公知となった若しくは公知する必要がある情報を開示するとき。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示するとき。ただし、第三者からの情報入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示するとき。ただし、この契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示するとき。
- (5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示するとき。
- (6) 発注者のアドバイザーに対し開示するとき。ただし、アドバイザーが受注者の営業の部類に属する取引を行っている場合を除く。
- (7) 第 27 条第 1 項の規定による引継ぎ及び次受注者選定時において、引継事項の文書内容を公開するとき。
- (8) 相手方が書面により承諾したとき。
- (9) この契約が第 28 条及び第 28 条の 2 により解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示するとき。

2 前項の義務は、この契約終了後も存続するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 43 条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停（次条の規定により、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについて、発注者の事務所の所在地を管轄する次の日本国の地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

盛岡地方裁判所 岩手県盛岡市内丸 9-1

(紛争の解決)

第 43 条の 2 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のあるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人 1 人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除

き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（技術、知的財産の所在）

第 44 条 業務における創意工夫の結果得た技術、知的財産は、その所在について発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（不当介入に対する措置）

第 45 条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者による不当要求又は契約の適正な履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたとき（再委託契約、物品購入契約その他の契約の相手方（以下「委任者等」という。）が不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、速やかに発注者へ報告するとともに、管轄警察署に届出（以下「報告・届出」という。）しなければならない。

- 2 受注者は、委任者等が不当介入を受けた場合は、速やかに受注者に報告を行うよう、その委任者等を指導しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が不当介入を受け、報告・届出が適切に行われたと認める場合にあつて、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、業務の調整、業務期間の延長等の措置を講ずるものとする。

（雑則）

第 46 条 受注者は、業務の実施に当たり、仕様書別紙 23 に示す関連法令等を遵守する。

- 2 この契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる計量単位は、この契約等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 この契約の履行に関して用いる言語は日本語とする。
- 6 この契約の履行に関して用いる通貨は日本円とする。
- 7 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し発注者と受注者との間で疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

## 別表

年 月	固定費に係る業務委託料（月額）
令和7年 4月から 令和8年 3月まで	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
令和8年 4月から 令和9年 3月まで	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
令和9年 4月から 令和10年 3月まで	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

## 別紙 1（第 3 条関係）

### 業務監理員の業務範囲

- 1 業務監理員は、受注者との打合せ、指示、承諾及び工程の管理、受注者が提出した書類及び図面の確認、各種試験及び材料検査の立会い、受注者及び関係機関との調整並びに段階立会い及び完了（完成）検査の立会い業務を行う。
- 2 業務監理員は、維持管理業務等の適正な履行を確保するため、受注者への技術的な指導を行う。

様

住所  
受注者  
氏名

## 総括責任者（変更）承認申請書

次のとおり総括責任者を定めたので、（変更）承認方申請します。

委託業務名	
業務場所	
業務委託料	(1) 固定費に係る委託料：金 ， ， 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 ， ， 円） (2) 変動費に係る委託料： 流入水量1m <sup>3</sup> 当たりの単価金 円/m <sup>3</sup> （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円/m <sup>3</sup> ）
契約年月日	令和 年 月 日
業務期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
総括責任者	

※) 経歴書を添付のこと。

様

住所  
受注者  
氏名

\_\_\_\_\_ **事業実施（基本）計画書**

次のとおり \_\_\_\_\_ 事業実施（基本）計画書を作成しましたので提出します。

委託業務名	
業務場所	
今回報告期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

様

住所  
受注者  
氏名

### 業務完了報告書(月分)

令和 年 月 日次の業務を完了したので、報告します。

委託業務名	業務委託		
業務場所			
業務委託料	全 体 額	金	円
	今回完了分	金	円
契約年月日	令和 年 月 日		
業務期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
今回報告期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		

※ 実施業務の詳細は別紙月報のとおり。

様式第4号

令和 年 月 日

様

住所  
受注者  
氏名  
登録番号

## 請求書 ( 年 月分)

次のとおり請求いたします。

請求金額	金	円 (税込)
	うち固定費に係る請求額	金 円 (税抜)
	うち変動費に係る請求額	金 円 (税抜)
	%対象額	計 円
	%対象 (消費税額)	円
委託業務名	業務委託	
業務場所		
業務委託料	(1) 固定費に係る委託料：金	円
	(2) 変動費に係る委託料： 流入水量 1m <sup>3</sup> 当たりの単価	金 円/m <sup>3</sup>

振込先 銀行名

\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_店\_\_\_\_\_預金 口座番号\_\_\_\_\_



様

住所  
受注者  
氏名

## 施設機能確認報告書

次のとおり施設の機能確認を実施し、報告書を作成しましたので提出します。

委託業務名	
実施場所	
実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

※機能確認結果の詳細は別添のとおり。

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報の持出しの禁止)

第3 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(個人情報の運搬)

第6 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。